

小島淑男著

『近代中国の農村経済と地主制』

佐藤仁史

I

本書は、清末民国期の農村経済史や民国初期の政党と労農運動、留日中国人学生の活動など多彩な領域にわたって研究を進めてきた著者の、地主—佃戸関係を軸とする土地所有制度に関する研究を纏めたものである。1964年以來20年あまりにわたって発表された実証論文が今回一書に纏められたきっかけは、田面と田底とが分離せずに同一人物によって所有される土地を「金良田」として高く評価した無錫の史料を発見したことによって積年の疑問が氷解したことによるという。一田両主制の進展状況やその背景となった農村経済の変容、抗租運動、地主の収租組織といった、近代中国農村社会の考察に不可欠なテーマに関する論考が纏められたことが学界に裨益するところは大きい。そこで、本稿では本書の内容とその意義を紹介した上で、提起されている論点のいくつかについて考えてみたい。

II

本書の構成は以下の通りである。検討される論点や実証内容は幾つかの章において重複が存在するものの、章毎に内容を紹介する。

序文

- 第1章 近代中国の農村社会研究史
- 第2章 清朝末期の江南の農村経済
- 第3章 清朝末期の金良田と田底・田面の価格比
- 第4章 清朝末期江蘇省蘇州府の郷村統治
- 第5章 清朝末期江蘇省蘇州府の佃戸の税糧負担
- 第6章 清末民国初期江蘇省蘇州府の農村社会
- 第7章 清末民国初期江南の農民運動

第 8 章 清末民国初期蘇州・無錫・揚州・松江の農村社会

第 9 章 辛亥革命期江南の田業会と佃戸会

第 10 章 辛亥革命期浙江省嘉興府の農村社会

第 11 章 辛亥革命期江蘇省吳江県盛沢鎮の農村経済

第 12 章 辛亥革命期浙江省蕭山県の農村経済

第 13 章 辛亥革命期安徽省蕪湖県の開墾事業

第 14 章 辛亥革命期江蘇省句容県の開墾事業

第 15 章 辛亥革命期江南の都市と農村

あとがき

第 1 章は、清末民初の地主制度に関する 1980 年代以前の研究を、地主・佃戸関係を中心に概観している。押租制や一田両主制、租棧、郷董制に即して整理した上で、『租覈』では一田両主制の評価をめぐる相反する主張、すなわち、田面の取得によって一定の減租を佃戸が達成したとする主張と、田面を佃農に所有させることで農地に緊縛して増租を図ったとする主張とがあることを指摘する。

清末江南の農村経済の概況を纏めているのが第 2 章である。江南農村において農作物の多くは商品化されており、農業の再生産は商品流通網と密接な関係にあった。太平天国後、小作料の代金納化の普及に伴って、農民の生活は市場の動向に大きく左右されるようになったことに加え、大都市における機械制工業の発展により、座繰製糸や綿紡績といった農村の家内手紡績業が打撃を受け、農民の多くが農業専業者へ追い込まれたとする。

第 3 章は、筆者が近年発見した新史料をもとに、清末の一田両主制と田底・田面の価格比を論じる。筆者は、『租覈』において言及される「滑田」という評価、すなわち、田底と田面が一体化している農地に対する都市在住の地主の否定的評価に対して、無錫においては田底・田面両権が未分離の農地が「金良田（経糧田）」として高く評価された事実を掘り起こし、一田両主制の再考を提起している。そして、田底・田面の価格比は 6 対 4 から 7 対 3 の範囲に収まり、大きな変化を見いだせないとする。

第 4 章では、区董と図董に任じた地主層の役割を分析し、清末以降の郷村統治の性格を論じる。区董は都に、図董は図に設置され、保甲や団練を中心として税糧に関わる諸業務や水利工事などの業務に参加した。彼らの階層性は、生員・監生資格を有する在郷地主層の利益を代表するものであり、区董には地方自治の議員に選出されるものもいた。このような階級性ゆえに往々にして抗租闘争の直接の対象とされてしまったという。

正面からとりあげられることがなかった佃戸による税糧負担の問題を第 5 章で分析し、その発生形態を 3 種類に分類する。そして、その意義を、太平天国期に荒廃した耕地を佃農が開墾したことによって、地主に対する地位の上昇を勝ちとった点に見いだす。地主は田面権の佃農への譲渡や佃租の軽減の引き替えに税糧負担を佃農に転嫁したとする。

本書の中心論文で、論点がほぼ網羅されているのが第6章である。ここでは、陶煦の減租論や民国初年の減租論などが対処しようとした歴史的状況について、①太平天国期の闘争によって一田兩主制の拡大など佃戸たちが力を獲得し、意識向上がみられるようになったこと、②地主は、官府と一体となり郷董制を敷き、種々の追租機構を設立することによって、佃戸の抗租に対する支配、収奪を貫徹せんとしたこと、③追租機構の強化と並んで出現したのが減租の実行による佃戸負担の軽減であった、と総括している。

第7章は江南の抗租闘争について述べている。筆者は、清末民初の抗租闘争の原因として、客民の流入と耕地開墾を通じた土着化、開墾による佃戸の田面権獲得とそれに依拠した抗租風潮の拡大、客民を通じた会党の農村への浸透を指摘する。とりわけ、1900年に昭文県で発生した「一角会」の蜂起に、会党の影響を受けつつ佃戸が組織的に党争を展開した「団租」の風潮に集約されているという。

第8章は、第6章において検討した諸点を、無錫や松江、揚州といった長江下流域の状況に即して考察したものである。地主による地代收奪や流通過程における収奪によって、農民は下降分解を余儀なくされる趨勢にあった。加えて、官紳一体の小作料徴収機構の存在や、清賦政策の過程で起こった税糧の佃戸への転嫁などが原因となり、抗租闘争の対象は地主のみならず国家権力に対しても向けられるようになったことを明らかにしている。

地主・佃戸間の対立が辛亥革命期には組織化・団体化の局面を迎えていたことを扱うのが第9章である。佃農層による抗租の増加やその集団化に対抗して、地主層は田業会を結成して佃租の安定的確保を目指したとする。また、松江では民国初年に佃戸会が結成され、佃農の地位向上を目指す動きも見られたことを紹介している。

続いて、第10章においても、抗租の集団化とそれに対する地主団体の結成という趨勢を浙江省嘉興府の事例をもとに検証している。当該地方においては、佃戸が納糧し、平素は地主に佃租を納めない「余花田」という慣行が存在しており、かかる佃戸の力量を背景に抗租が拡大化し、税糧徴収にも影響が及んだ。これに対応して設置された地主連合会や追租局によって佃租徴収が強化されたという。

第11章では、呉江県盛沢鎮の機戸問題の検討を通じて農村経済の一側面を照射している。絹織物業で著名な盛沢鎮において機戸の大多数は半耕半織の農民であったが、綢莊(問屋商人)や領戸(仲買商人)によって買い上げ価格が抑制され、窮状に陥っていた。辛亥革命前夜には機戸公所を設立して彼らに対抗せんとしたが、盛沢鎮商務分会の妨害工作に遭って設立は実現されず、農民機戸層への収奪構造に変化がなかったと指摘する。

開発の視点から農村経済を分析したのが第12章である。浙江省蕭山県では、水田稲作地帯における大租主—小租主—佃農という関係に対し、開発後発地であった沙田地帯においては、小租主(糧戸)—大租主—佃農という收取関係が形成されていた。沙田地帯の農民が深く流通経済に組み込まれ、地主・商人への従属度を深化させていたことが、秘密結社の介入を容易にし、農民運動が頻発する背景になっていたと指摘する。

第13章は、安徽省蕪湖県の万頃湖において会社の体裁によって行われた開墾事業の内実から、会社と佃農間の矛盾や闘争の実態を明らかにしている。会社は主に現任官や郷紳によって構成され、佃戸を集めて開墾させ、收租を行った。会社内の矛盾は開墾地の佃租猶予期間をめぐる顕在化し、光緒33年から民国初年には強力な抗租闘争が度々発生し、筆者はこれを辛亥革命達成の重要な一翼と見なしている。

第14章も江蘇省句容県の事例をもとに開墾事業を扱う。山地の荒地が広範に渉る句容県では墾牧公司によって耕地の開墾が進められた。1910年以降に設立された墾牧会社が民有荒地の買い上げ代価の支払いを額面通りに行わなかったことに加え、地方自治を主導した郷紳層の備蓄食糧の流用が明るみに出たことを契機に農民暴動が発生し、会党組織の介入も加わって県全体を巻き込む大事件へと発展した。

第15章は、清末に都市と農村との関係を、土地所有制と農村の再生産構造に存在する矛盾から考察を加えたものである。前者には、紳一民、城(鎮)一郷という土地所有者間の矛盾や地主層と小作農民層との矛盾があり、後者には、太平天国以降における資本主義列強の進出に伴う家内手工業の解体によって商人層への従属性の強化があったことを概括する。その上で、農民運動とその鎮圧という現象は、都市在住の官僚・地主・商人層と農民との間の構造的対立が表出したものであると結論する。

III

次に、本書が有する意義について述べる。本書全体に貫かれている特徴は、太平天国から辛亥革命期前後までの時期の「発展段階」のあり方を規定したものを捉えんとする、動的な歴史把握にあると思われる。かかる把握の有効性について3点に分けて考えてみたい。第1点は、一田両主制が生成する背景と過程、その地域差を明らかにしたことの有効性である。地主制度の研究には租棧の租簿を用いた研究、とりわけ村松祐次の古典的名著や、夏井春喜氏の『中国近代江南の地主制研究—租棧関係簿冊の分析—』(汲古書院、2001年)によって、租棧の経営状況や收租率の動向などが明らかにされている。ただし、これらは個別の租棧に即したものであり、一般的な趨勢を述べるにはなお検討課題が存在していた。本書は、太平天国後による土地制度を、「彼ら(客民・土着民)の労働と資金の投下による耕地の回復は、彼らの支払った犠牲に対する代償としての耕作権を確立させ、さらには、広く佃農自身による処分自由な田面権を成立させた」(162-3頁)と纏めているように、荒廃した耕地への客民の流入や農地の開墾を田面権拡大が拡大していく過程との関連で詳細に追跡している。また、同じ江南にあっても、嘉興府の「余花田」慣行のように(第10章)、佃租額や佃戸の力に地域差があったことを例示している。この点に関連するのが第12章で明らかにされた蕭山県の事例である。稲作地帯における大租主—小租主—佃農と後発開発地である沙田地帯における小租主(糧戸)—大租主—佃農という收取関係の差

異は、地域的経済的環境のミクロな差異が生み出す土地所有関係の異なる類型を表すものとしても捉えることができよう。

第2点は、田面権の拡大や権利意識の伸張と抗租闘争との関係を分析し、土地関係における矛盾の尖鋭化が歴史の動因となったと捉える点である。筆者は度々明言しているが、「それ(団租)は農村における基本的な階級関係である地主と佃農との対立が、国際的・国内的な収奪が強化される中でしだいに尖鋭化し、ひとたびその緊張が破れる非情に大規模かつ組織的に抗租闘争が展開される」(179頁)と述べている部分に端的に集約されている。地主・佃戸関係に存在した様々な対立のうち、收租額については本書で詳しく述べられているので、ここでは他の2点について言及する。第1は、太平天国以後の客民の流入や荒地開墾の過程を通じて田面権が獲得されたことが農民の権利意識を伸張させたとする論点についてである。例えば、13章と14章において検討された開墾会社と佃戸の佃租猶予期間をめぐる対立にこの過程が凝縮されている。第2は、抗租運動の集団化・組織化という側面を多くの事例を蒐集して明らかにした点である。第7章で取り上げられている「団租」や第9章の「抗佃会」に如実に示されているが、興味深いのが、「千人会」や「一角会」をはじめとする会党組織と直接的・間接的な関係を有する事例が数多くみられる点である。ただし、会党との関係については今後さらなる史実の発掘が必要であると思われる。

第3点は、抗租風潮の拡大やその集団化に対抗する地主組織の結成についてである。蘇州府について言えば、官府が直接收租に介入した「追租局」「租糧併收局」の設置や地主による独自の連合体である田業会の結成などが明らかにされている。かかる動向は、先にみた対立関係との関連において、「地主と官府がその階級的立場において揆を一にしている以上、彼らの協力体制は歴史的必然の産物」(110頁)と位置づけられている。同様に、本書の問題関心の出発点となった『租覈』をはじめとする減租論の主張も、「佃戸層の動向に対応する地主の方策こそは、一つは年々の生産・抗租の条件に見合った減租の実行であり、一つは官府との協力になる追租機構の強化であった」(138頁)と述べられているように、佃戸層の動向に対する種々の地主の対応という流れに置かれている。また、「地主層が自主的に郷村を支配する在地の支配体制」として第4章で検討されている郷董制は、「階級支配の要」という側面を離れても、郷居乃至鎮居の地主層が担った地方公事が一定の地域的な広がりとともに半制度化され、地方自治制へと連続する側面が指摘されていて示唆に富

¹⁾郷董が担った様々な地方公事については、稲田清一「清末江南の鎮董について——松江府・太倉州を中心として——」森正夫編『江南デルタ市鎮研究——歴史学と地理学からの接近——』(名古屋大学出版会、1992年)所収、が詳しい。また、郷董の管轄範囲と地方自治区との連続性については、嘉定県・宝山区に設置された「廠董」を分析した、稲田清一「清代江南における救荒と市鎮—宝山区・嘉定県の「廠」をめぐる—」『甲南大学紀要』〈文学編〉、86号、1992年、呉滔「清至民初嘉定宝山区分廠伝統之轉變—從賑濟飢荒到鄉鎮自治—」『清史研究』2004年2期、において明らかにされている。

む¹⁾。

ところで、本書の史料面における特徴に新聞と地方志の活用がある。特に大都市で発行された新聞史料から関連記事を精査した点は、『事件』が掲載される新聞の特性と相俟って動態的な歴史把握に寄与している。現在では、大都市で発行された新聞のマイクロフィルムや電子データに加え、県レベルや鎮レベルの地方新聞も少なからず入手できるようになっている²⁾。しかし、複写機器や電子機器はもちろんのこと、閲覧も決して容易ではなかった時代であって、本書の史料収集における困難さは想像に難くない。

IV

続いて、本書が明らかにした事実や本書が提起する論点の幾つかについて、評者の問題関心から若干考えてみたい。まず、一田両主制に対する相反する評価をどう捉えるのかについてである。田底と田面とが分離していない土地が「滑田」として府・県城居住の郷紳地主によって忌み嫌われたと『租覈』において述べられたのに対して、無錫では「金良田」として高く評価された史実を筆者は明らかにしている。この差異について、「郷村に在住する経営地主や富農からみればこのような土地は蘇州でも『金良田』ではなかったかと思われる」(ii頁)と推測する。評者も、「滑田」と「金良田」という評価には城居の大地主と郷居地主・富農という立場の違いが反映されていたと考えることに同意するが、そのためには後者の土地所有意識やそれを成立せしめる在地社会における彼らのあり方に対する分析を進める必要があろう。この点については後述するので、ここでは、二つの捉え方と史料の背景との関係に対する疑問を述べておきたい。第1は、『租覈』が執筆された時期(1860~80年代)と「金良田」に関する記事が『中外日報』に掲載された1904年における状況の違いをどのように考慮するかである。両者の時間差の中で進展した抗租の拡大や集団化が、土地認識に対してどのような影響を及ぼしたのであろうか。第2は、史料の性質についてである。『租覈』がいわば土地所有問題を主題としたのに対して、後者は鉄道用地買収の際に発生した事件を伝える報道記事において言及されたものであり、史料が書かれた動機には違いがみられる。

次に考えたいのは、在地社会の構造や秩序のあり方をどう捉えるかという点についてである。筆者は、地主・佃戸間の矛盾や闘争を歴史発展の動因として捉えており、在地社会、とりわけ村落内部や市鎮とその周辺部との関係などが有していた社会統合構造や秩序については特に明示的に言及していないように思われる。しかし、この点についても引用史料

²⁾ 拙稿「清末民初の政争における地域対立の構図——江蘇省嘉定県におけるエリート・自治・政党——」『歴史学研究』806号、2005年、は、県レベルの地方新聞を用いて大新聞には現れない地方政治の変容を分析した。

に多くの手がかりが見いだせる。例えば、ある抗租運動においては「元和県懸珠村の六涇土地廟において、衆を聚め盟を結び、以て抗糧・抗租を図る」(175頁)という史料が引用されている。ここからは、濱島敦俊氏が明らかにした、土地神を核とする「社」社会における日常の統合が、農民運動に際してどのように作用したのかという問題が想起されよう³⁾。このような視点の必要性は、抗租運動の広域化・組織化の事例として挙げられた同里鎮の同盟抗租についてもいえる。「該鎮(同里鎮)所属の共に有する七十二圩，竟に聯合結盟して抗して租を還めず，並びに強行手段を用いて方単を索還せんと欲す」(123頁)と述べる史料は、「聯合結盟」を支える社会関係や統合のあり方という角度からの接近も可能であるように思われる。先ず、七十二圩の「聯合結盟」という表現は「連圩結甲」を連想させるが、「連圩結甲」の基層集団は「圩」ではなく、「総管」と総称される土神信仰によって結合する「村社」であったと指摘されており⁴⁾、上述したように「社」における統合のあり方を検討する必要を喚起する。次に、七十二圩と鎮との関係は、費孝通が言うところの「郷脚」の広がりを見出す。戦前・戦中の社会学者による調査で観察されているように、市鎮とその周辺の農村には「解天餉」「解錢糧」慣行の如き繋がりがあった⁵⁾。また、このような日常における繋がりと、抗租闘争のような非日常的な局面における繋がりとがどのような関係にあるかも重要な検討課題である。本書で随所に言及されているように、抗租党争の広域化には会党の関与の影響が大きい。会党が張り巡らせた網は市鎮の茶館を結節点としており、「郷脚」における農民たちの日常空間とのあり方との接点を示すものである⁶⁾。

第3点は、筆者が土地法慣行に関する研究の系譜をどのように捉えているのかという点についてである。満鉄調査部による農村慣行調査において土地法慣行は中心的関心の一つであり⁷⁾、1980年代には法制史学者による示唆に富む研究が公表されている。これらの研究においては、地域的・時代的限定を持つ一定の社会的行為の型に着目して土地法慣行の解明が進められている。契約文書に即して、「当時の人々によりなされる個別契約行為」に着目した寺田浩明氏の研究においては、田底田面慣行の展開は、佃戸耕作が「中国近世の歴史展開の中、自律自立経営化と共に、今度はそれ自体が順次法的に単位化され、やがては一つの安定した定型的収益経営形態として独自の正当性連関を社会的に認められ、最後

³⁾ 濱島敦俊『総管信仰——近世江南農村社会と民間信仰——』(研文出版、2001年)。また、江南農村の景観として寺廟の存在や共同祭祀の重要性については、林恵海『中支江南農村社会制度研究』上巻(有斐閣、1953年)で夙に指摘されている。

⁴⁾ 濱島前掲書、10-12頁。

⁵⁾ 福武直『中国農村社会の構造』(福武直著作集第9巻)(東京大学出版会、1976年)217-220頁。

⁶⁾ 山田賢『中国の秘密結社』(講談社選書メチエ)(講談社、1998年)80-81頁。

⁷⁾ 戒能通孝「支那土地法慣行序説」『戒能通孝著作集』IV(日本評論社、1977年)所収。

⁸⁾ 寺田浩明「中国近世における自然の領有」柴田三千雄他編『シリーズ・世界史への問い』第1巻(歴

に田面なる『業』として中国的な財産の列に加えられるに至るという過程」であると指摘している⁸⁾。「収益する権利」として田底権と田面権とに共通する性質を見いだす視点は、他にも「典」や「活売」といった独特の土地所有観念を理解する上で鍵となる。このような概念的・類型的分析が提示する視点を、筆者がどのように捉えているのかをご教示頂きたかった。

V

以上、本書の概要を紹介し、専ら評者の関心から若干の論評を行った。内容の偏りや十分に言及できなかった論点が存在するのはひとえに評者の理解不足に帰されるものである。上田信氏が指摘しているように、1980年代以降の明清史・近代史研究においては、「構造的把握」と呼ぶべき方法が提起されるようになり、社会構造や秩序を支える心性の解明にも多くの関心が置かれるようになった⁹⁾。評者も同様の視点を共有してきたが、筆者が明確に提示する動態的な歴史把握をどのように取り込んでいくかを再考する必要性を痛感した次第である。なお、本書には、『中国研究月報』第61巻2号に飯塚靖氏による書評があり、『歴史学研究』第827号に田中比呂志氏による書評が掲載される予定である。評者が十分に論及できなかった諸点について議論されているので、併せて参照されたい（汲古書院、2005年12月、xii+362p、税込7,000円）。

（さとう よしふみ・滋賀大学）

史における自然）（岩波書店、1989年）所収。

⁹⁾上田信「1982年の歴史学界——回顧と展望——東アジア・中国・明清」『史学雑誌』第92編5号、1983年。